

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月11日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	北海道
3. 市区町村名	湧別町
4. 届出番号	2
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.town.yubetsu.lg.jp/40gyosei/05policy/bangoseido/bangosedo.html

執行機関名 湧別町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	湧別町営住宅条例(平成21年条例第154号)による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		湧別町個人番号の利用に関する条例(平成27年条例第26号) 別表第1の4の項 湧別町営住宅条例(平成21年条例第154号)による町営住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条	湧別町営住宅条例(平成21年条例第154号)第1条、第2条
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、 <u>町営住宅の設置及び管理</u> について公営住宅法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) <u>町営住宅 低額所得者に賃貸し、又は転貸</u> するため、町が法の規定に基づき国の補助を受けて建設した住宅及びその附帯施設並びに町が単独で建設、買取り又は借上げした住宅及びその附帯施設をいう。

⑦独自利用事務の関連規範		湧別町営住宅条例(平成21年条例第154号) 湧別町営住宅条例施行規則(平成21年規則第105号)
--------------	--	--

2. 準ずる法定事務の具体的な事務内容と提供を求める特定個人情報等

事務1	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号	湧別町営住宅条例第16条第1項、第17条、第38条
②事務の内容	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第16条第1項又は第28条第2項の家賃の決定に関する事務	湧別町営住宅条例で対象としている住宅のうち、公営住宅法の適用を受けない住宅の家賃の決定に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ハ	湧別町営住宅条例第16条第1項、第17条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 1 号 ニ	湧別町営住宅条例第17条、第38条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報

事務2	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号	湧別町営住宅条例第18条、第21条第2項、第38条
②事務の内容	公営住宅法第16条第4項(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃若しくは金銭又は同法第18条第2項の敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務	湧別町営住宅条例で対象としている住宅のうち、公営住宅法の適用を受けない住宅の家賃若しくは金銭又は敷金の減免の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ハ	湧別町営住宅条例第18条、第21条第2項
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 2 号 ニ	湧別町営住宅条例第18条、第21条第2項、第38条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務3	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号	湧別町営住宅条例第18条、第21条
②事務の内容	公営住宅法第19条(同法第28条第3項及び第29条第8項において準用する場合を含む。)の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務	湧別町営住宅条例で対象としている住宅のうち、公営住宅法の適用を受けない住宅の家賃、敷金又は金銭の徴収猶予の申請に係る事実についての審査に関する事務
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ハ	湧別町営住宅条例第18条、第21条、第38条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報

特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 3 号 ニ	湧別町営住宅条例第18条、第21条、第38条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報
事務4	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号	湧別町営住宅条例第8条、第14条第1項、第15条第1項、第40条、湧別町営住宅条例施行規則第8条
②事務の内容	公営住宅法第25条第1項の入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>	湧別町営住宅条例で対象としている住宅のうち、公営住宅法の適用を受けない住宅の入居の申込みに係る事実についての <u>審査に関する事務</u>
特定個人情報1		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ハ	湧別町営住宅条例第8条、第14条第1項、第15条第1項、第40条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る道府県民税又は市町村民税に関する情報
特定個人情報2		
①根拠規定	番号法別表第二主務省令 22 条 項 4 号 ニ	湧別町営住宅条例第8条、第14条第1項、第15条第1項、第40条、湧別町営住宅条例施行規則第8条
②情報提供者	市町村長	市町村長
③提供を求める特定個人情報	公営住宅入居者等に係る住民票に記載された住民票関係情報	当該申請を行う入居者又は同居者に係る住民票に記載された住民票関係情報